

－制定・改廃の概要－

条例・規則名 火災予防条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和8年3月31日・東京都条例第58号

1 概要

(1) 改正理由

林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報に係る規定を設けるほか、所要の改正が行われた。

(2) 改正内容

ア 林野火災警報発令中における火の使用制限が及ぶ行為に、「裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為」を追加（第29条第6号）

イ 林野火災注意報について、発令に関する事、火の使用制限の努力義務に関する事、努力義務が及ぶ区域の指定に関する事を追加（第29条の2）

ウ 林野火災警報が発令された際、火の使用制限が及ぶ区域の指定に関する事を追加（第29条の3）

エ 消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出対象として「裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為」を追加（第60条第6号）

2 施行日

令和8年4月1日